

東北観光 DMP 使用ルール

東北観光 DMP 使用ルール（以下「本ルール」）は、一般社団法人東北観光推進機構（以下「東観推」）が提供する東北観光 DMP（以下「DMP」）の使用ルールを定めるものです。DMP の使用に当たっては、本ルールを遵守してください。

1. 定義

本ルールにおいて使用する用語の定義は、次のとおり定めるものとします。

- (1) 「使用者」とは、「2. DMP の使用者」に定める者をいいます。
- (2) 「格納データ」とは、DMP に格納している各種データをいいます。
- (3) 「ダウンロードデータ」とは、DMP からエクセル形式で保存したローデータをいいます。
- (4) 「成果物」とは、使用者が本ルールに従って DMP を使用し、作成したデータ及び資料等の二次著作物のことをいいます。
- (5) 「有償データ」とは、海外動態データ、国内動態データ、消費購買データをいいます。
- (6) 「アカウント」とは、テナント ID 及びユーザー ID、パスワードによって構成される使用者を識別する情報をいいます。

2. DMP の使用者

DMP の使用者は、次の団体の所属者としてします。

- (1) 東観推
- (2) DMP 参入県市（青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・新潟県・仙台市）
- (3) (1) 及び (2) と協議のうえ、使用を認められた団体

3. アカウントの管理

アカウントの管理については、次のとおり定めるものとします。

- (1) アカウントは、付与を受けた団体が責任をもって管理するものとします。
- (2) 1 アカウントにつき、ログインできる人数は 1 名とします。
- (3) アカウントの付与数について、2. (2) で定める使用者については「3」、2. (3) で定める使用者については「1」を原則としますが、これを上回るアカウントの付与を希望する場合は、それに要する費用を負担するものとします。
- (4) アカウントの管理不十分等により使用者に生じた損害について、東観推は一切の責任を負わないものとします。
- (5) アカウントが第三者によって使用されたことにより東観推に損害が生じた場合、使用者は東観推に対し、損害を賠償する責任を負うものとします。
- (6) アカウントについて、本ルールで定める使用者以外に開示、漏洩及び紛失した場合、

またはアカウントが第三者に不正に使用されていることを知った場合には、直ちに東観推にその旨を連絡するとともに、東観推の指示に従うものとします。

- (7) DMP を使用する場合は、BI ツール提供企業であるウイングアーク 1st 株式会社の「MotionBoard Cloud 利用約款」を遵守するものとします。
(別添) ウイングアーク 1st MotionBoard Cloud 利用約款

4. ダウンロードデータの提供

ダウンロードデータの提供については、次のとおり定めるものとします。

- (1) 使用者は、ダウンロードデータを DMP 参入県市所在の自治体及びDMOに対し提供することができます。
- (2) 提供において、使用者は東観推へ事前に連絡することとします。

5. 成果物の配布及び公開

成果物の配布及び公開については、次のとおり定めるものとします。

- (1) 成果物を配布及び公開する場合は、次の表のとおりとします。

データ種別	実数値の外部公開	東観推への 事前連絡	出典の記載方法
国内動態	可	不要	出典：東北観光 DMP (データ提供元：株式会社 Agoop)
海外動態	可	不要	出典：東北観光 DMP (データ提供元：株式会社インテージ)
消費購買	<u>不可</u>	<u>要</u>	出典：東北観光 DMP
その他	可	不要	出典：東北観光 DMP

- (2) 消費購買データは実数値の外部公開（HP での公開、外部出席者を含む会議での資料として使用等）を不可としていることから、資料を公開する場合、数字の他、グラフ等の単位を含めてマスキングを行うものとします。なお、順位や割合（円グラフ）など、実数値を特定できない表現を用いる場合は公開可能とします。
- (3) 消費購買データを使用した資料を外部公開する場合は、事前にマスキング加工を行った資料のデータ送付と併せて東観推へ連絡し、承諾を得るものとします。
- (4) ウェブサイトにおいて公開する場合は、二次加工ができないようなファイル形式（PDF ファイル等）にするほか、無断転載を禁止する旨を明記することとします。

- (5) 有償データの使用に当たっては、データ提供事業者の利用規約を遵守するものとします。

(別添)

海外動態：株式会社インテージ 「モバイル空間統計データの利用上の禁止事項」

国内動態：株式会社 Agoop 「流動人口データ提供利用規約」

6. 業務委託による使用

業務委託による使用については、次のとおり定めるものとします。

- (1) 2. DMP の使用者に定める (1) 及び (2) の使用者は、格納データの分析等に係る業務を第三者に委託することができます。
- (2) 委託する場合は、使用者は当該業務に係る仕様書に DMP を使用する旨を明記するとともに、東観推へ事前に報告を行うこととします。
- (3) 業務を受託した団体（以下、「受託者」）には、当該業務に必要な数のアカウントを付与しますが、それに要する費用は使用者又は受託者の負担となり、アカウントの使用期間は委託契約期間内に限ります。
- (4) 受託者は、当該業務に係る仕様の範囲内で DMP を利用するものとし、仕様の範囲を超えて受託者が DMP で得た一切の情報について外部公開することを禁止します。
- (5) 受託者は、ダウンロードデータを受託期間終了後は全て削除するものとします。

7. 禁止行為

DMP の使用に当たって、以下の行為及びこれに類する行為を禁止します。

- (1) 本ルールで定める範囲を超えて利用する行為
- (2) 東観推の承諾を得ずに、本ルールで定める範囲を超えて、公衆送信、頒布、譲渡、貸与、様態を問わず第三者に開示または閲覧・利用させる行為
- (3) その他、東観推が不適切と判断する行為

8. その他

その他本ルールで定めのない事象による問題が発生した場合は、その都度東観推と協議するものとします。

附 則

本ルールは 2023 年 4 月 1 日から施行する

本ルールは 2024 年 6 月 7 日に改定する